

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに採用、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月23日

岬町長 田代 堯

岬町規則第13号

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに採用、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに採用、休暇等に関する規則（令和2年岬町規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後												
(特別休暇) 第16条 (略) 2～3 (略) 4 所属長は、会計年度任用職員が第1項及び第2項に定める休暇を請求した場合において必要があると認めるときは、その休暇の取得に係る証明書等の提出を求めることができる。	(特別休暇) 第16条 (略) 2～3 (略) 4 所属長は、会計年度任用職員が第1項及び第2項に定める休暇を請求した場合において必要があると認めるときは、その休暇の取得に係る証明書等の提出を求めることができる。 <u>特に介護に係る休暇を取得する場合は、介護を必要とする者の診断書又は証明書類等を提出しなければならないものとする。</u>												
別表第2(第5条関係) <u>職種別初任給基準表</u> (略)	別表第2(第5条関係) <u>職種別基本報酬基準表</u> (略)												
別表第3(第16条関係) 有給の特別休暇	別表第3(第16条関係) 有給の特別休暇												
<table border="1"><thead><tr><th>事由</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>(5) 会計年度任用職員が夏季にお</td><td>1の年の6月から<u>9月</u>までの期</td></tr></tbody></table>	事由	期間	(略)		(5) 会計年度任用職員が夏季にお	1の年の6月から <u>9月</u> までの期	<table border="1"><thead><tr><th>事由</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>(5) 会計年度任用職員が夏季にお</td><td>1の年の6月から<u>10月</u>までの期</td></tr></tbody></table>	事由	期間	(略)		(5) 会計年度任用職員が夏季にお	1の年の6月から <u>10月</u> までの期
事由	期間												
(略)													
(5) 会計年度任用職員が夏季にお	1の年の6月から <u>9月</u> までの期												
事由	期間												
(略)													
(5) 会計年度任用職員が夏季にお	1の年の6月から <u>10月</u> までの期												

ける盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	間内における、週休日、休日及び代休日を除いて3日
(略)	
(12) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である <u>女子</u> の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(13) <u>女子</u> の会計年度任用職員が出産した場合	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した <u>女子</u> の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
(略)	

ける盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	間内における、週休日、休日及び代休日を除いて3日
(略)	
(12) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である <u>女性</u> の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(13) <u>女性</u> の会計年度任用職員が出産した場合	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した <u>女性</u> の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
(略)	

<p>(16) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(別表第4第8の無給の私傷病を除く。)</p>	<p><u>週5日勤務の場合は、1の年において10日の範囲内の期間(週4日勤務の場合は7日とし、週3日以下の勤務の者は無給とする。)</u></p>	<p>(16) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p><u>1の年度において別表第6に定める期間</u></p>
<p>(17) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))健康維持のため、人間ドック検診を受診する場合</p>	<p><u>1の年において1日</u></p>	<p>(17) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))健康維持のため、人間ドック検診を受診する場合</p>	<p><u>1の年度において1日</u></p>

(新設)

(新設)

(18) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。))が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、又

			<p><u>は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</u></p>
(新設)	(新設)	<p><u>(19) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しない場合</u></p>	<p><u>1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の期間</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(20) <u>次に掲げる者(ウに掲げる者</u> <u>にあつては、会計年度任用職員と</u> <u>同居しているものに限る。)</u>で負 <u>傷、疾病又は老齢により2週間以</u> <u>上の期間にわたり日常生活を営</u> <u>むのに支障があるもの(以下この</u> <u>号並びに次項第6号及び第7号に</u> <u>おいて、「要介護者」という。)</u>の <u>介護その他の町長が定める世話</u> <u>を行う会計年度任用職員が、当該</u> <u>世話を行うため勤務しないこと</u> <u>が相当であると認められる場合</u></p>	<p><u>1の年度において5日(要介護</u> <u>者が2人以上の場合にあつて</u> <u>は、10日)(勤務日ごとの勤務</u> <u>時間の時間数が同一でない会</u> <u>計年度任用職員にあつては、</u> <u>その者の勤務時間を考慮し、</u> <u>町長が定める時間)の範囲内</u> <u>の期間</u></p> <p><u>ア 配偶者(届出をしない</u> <u>が事実上婚姻関係と同様</u> <u>の事情にある者を含む。</u> <u>以下この号において同じ</u> <u>。)、父母、子及び配偶者</u> <u>の父母</u></p> <p><u>イ 祖父母、孫及び兄弟姉</u> <u>妹</u></p> <p><u>ウ 会計年度任用職員又は</u> <u>配偶者との間において事</u> <u>実上父母と同様の関係に</u> <u>あると認められる者及び</u> <u>会計年度任用職員との間</u> <u>において事実上子と同様</u> <u>の関係にあると認められ</u> <u>る者で町長が定めるもの</u> <u>必要と認められる期間</u></p>
-------------	-------------	---	---

(新設)	(新設)
------	------

(21) <u>会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</u>	<u>必要と認められる期間</u>
---	-------------------

別表第4(第16条関係)

無給の特別休暇

事由	期間
(1) <u>会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血</u>	<u>必要と認められる期間</u>

別表第4(第16条関係)

無給の特別休暇

事由	期間
(削る)	(削る)

<p><u>幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</u></p>			
<p><u>(2) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合</u></p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p><u>(1) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合</u></p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p><u>(3) 生後1年に達しない子(勤務時間休暇条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。)を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</u></p>	<p><u>1日2回それぞれ30分以内。ただし、町長の承認を受けた場合には、1日につき2回を超えず、かつ、60分を超えない範囲で1回につき30分に15分を単位として増減した時間。</u> <u>1日の正規の勤務時間数が4時間以内の会計年度任用職員にあっては、1日1回30分。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>
<p><u>(4) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護等(子の病気、けが、予防接種、健康診断)において5日(その養育する場合の子の世話、感染症に伴う学</u></p>	<p><u>1年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)</u><u>において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>

<p>級閉鎖や出席停止等の場合の子の世話、入園、卒園又は入学の式典への参加)をする場合(ただし、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>		
<p>(5) 要介護者(勤務時間休暇条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護その他の町長の定める世話をを行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>
<p>(6) 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得な</p>	<p>必要と認められる期間</p>	<p>(2) 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得な</p>	<p>必要と認められる期間</p>

いと認められる場合		いと認められる場合	
(7) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	(3) 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間(休暇の開始日から3日間のうち、他の制度等による給付を受けない場合には、有給)
(8) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前号に掲げる場合及び別表第3第16の有給の私傷病を除く。)	1年度において別表第6に定める期間	(削る)	(削る)
(9) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間	(4) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

<p>(10) 引き続き在職した期間が1年以上の会計年度任用職員のうち1週間の勤務日が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日が定められているもので一会計年度の勤務日が121日以上のもので(以下「介護休暇等対象会計年度任用職員」という。)が、要介護者の介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超え、かつ、通算93日を超えない範囲内で必要と認められる期間又は当該期間において当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて30分を単位として、1日につき4時間を超えない範囲内の時間</p>	<p>(5) 引き続き在職した期間が1年以上の会計年度任用職員のうち1週間の勤務日が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日が定められているもので一会計年度の勤務日が121日以上のもので(以下「介護休暇等対象会計年度任用職員」という。)が、要介護者の介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超え、かつ、通算93日を超えない範囲内で必要と認められる期間又は当該期間において当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて30分を単位として、1日につき4時間を超えない範囲内の時間</p>
<p>(11) 介護休暇等対象会計年度任用職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務をしないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、当該年度末までの期間において、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間を超えない範囲内の時間</p>	<p>(6) 介護休暇等対象会計年度任用職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務をしないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、当該年度末までの期間において、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間を超えない範囲内の時間</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日より適用する。